

ヤングミセス通信

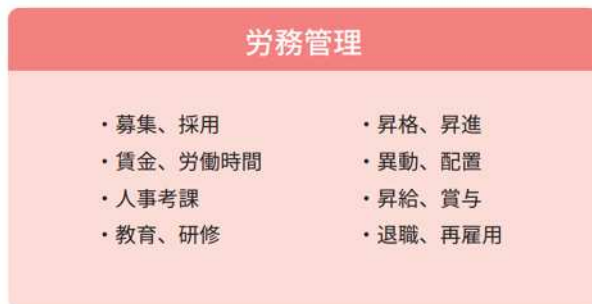
発行者：愛知県海部農林水
産事務所農業改良
普及課

〒496-8532 津島市西柳原町
1-14

1 『労務管理』って何？

「事業は人なり」

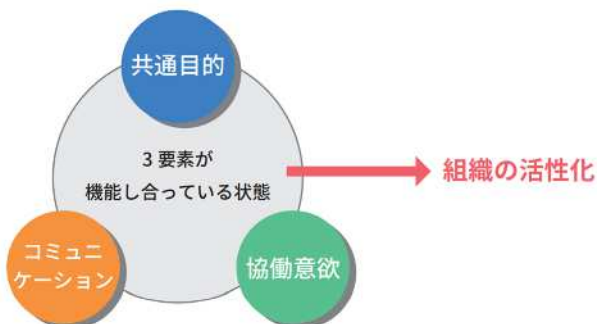
⇒人が成長し、その結果として
事業の成長がある



目的

従業員の能率を長期間にわたり
高く、維持・向上させる
従業員の成長があって事業は発展する

労務管理の目的は組織を活性化し、
事業を発展させることです。



経営者は、目指す会社像の「経営理念」、活動方針としての「会社の基本方針」、「従業員の行動指針」を持たなければ、適切な労務管理ができません。

労働秩序を保つために、日常の活動に関する判断基準を示し、労働関係法等に沿ったルールづくりを行う必要があります。経営者は労務管理の基本である労働基準法、社会保険制度などコンプライアンスを理解する必要があります。

2 農業と『労働基準法』

労働基準法とは、労働者が人たるに値する生活を営むための労働条件の最低基準を定めた法律です。

労働者を一人でも雇えば、個人経営、法人経営を問わず、その事業は労働基準法の適用を受けます。労働者に対する使用者責任が発生します。

しかし、農業は季節的条件・天候等に左右されやすいことから、労働基準法の適用除外があります。農業では原則として労働時間、休憩、休日に関する規定等「農業適用除外 6項目」がありますが、それ以外は労働基準法が適用されます。

事業の実態によっては、業種が農業ではなく食料品製造業、販売業等とされた場合、労働基準法は例外なく全面的に適用されます。

①～③のケースとも、時間外・休日労働の発生には労使間による36協定の締結、労働基準監督署への提出が必要です。

(1) 農業適用除外6項目

(この他は適用除外されません)

除外項目	他産業における法定	農業
労働時間	1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならない(休憩時間を除く)	法定による労働時間の限度なし
休憩	労働時間が6時間を超えた時は45分以上、8時間を超えた時は1時間以上の休憩を与えなくてはならない	休憩についての定めなし
休日	1週間に少なくとも1日、または4週間で4日以上の日を与えなくてはならない	休日についての定めなし
割増賃金	1日8時間、1週40時間を超える労働、法定休日の労働、深夜労働(22時～5時)については、割増率に乗じた賃金を支払わなければならない(時間外労働1.25増、法定休日労働1.35増)	深夜労働にかかる割増率以外の割増率は不要
年少者の特例	満18歳に満たない年少者を深夜労働に就かせてはならない	年少者へ時間外、休日労働及び深夜労働させることができる
妊産婦の特例	妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制、非定型的変形労働時間制を採用している場合であっても、1日または1週間の法定労働時間を超えて労働させてはならない。時間外労働、休日労働をさせてはならない	時間外、休日労働をさせることができる(ただし、深夜業はさせてはならない)

(2) 法定労働時間が適用されるケース

- ①外国人技能実習生
- ②6次産業化に取り組む場合等場所的観念で判断され、販売は商業、加工は製造業となるケース
- ③主たる業務が何かにより事業場の業種が判断されるケース

例) 農業生産、加工、販売を行う事業場の主たる業務が食料品製造業と判断される場合

出典：農業版女性が働きやすい職場作りガイドブック(労務管理編)

公益財団法人日本農業法人協会

アドレスは

こちら⇒⇒⇒

